

令和4年度

徳重交通広場広告板

における広告掲出事業

(入札後資格確認型一般競争入札方式)

入札案内書



入札日：令和4年12月23日(金)午後2時

場所：名古屋市役所西庁舎12階 市長部局入札室

名古屋市

入札の前に必ずこの説明書をお読みください。

目次

◇ あらまし	P 1
◇ 入札説明書	P 2
第1 対象物件	P 2
第2 参加者の資格	P 2
第3 広告の掲出条件	P 3
第4 入札手続の流れ	P 5
第5 競争入札参加資格確認申請	P 6
第6 契約の締結	P 7
第7 広告掲出料（広告料及び貸付料）の納付	P 7
第8 契約保証金	P 8
第9 問合せ先	P 8
◇ 広告掲出に関する契約書（案）	P 9
◇ 妨害又は不当要求に対する届出義務	P 16
◇ 徳重交通広場広告板における広告掲出事業仕様書	P 17
◇ 名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（抄）	P 19
◇ 名古屋市広告掲載要綱ほか	P 20
◇ 位置図、広告板位置図、広告板概要図	P 31
◇ 入札書	P 34
◇ 委任状	P 35
◇ 競争入札参加資格確認申請書	P 36
◇ 法人役員等に関する調書	P 37
◇ 事業計画書	P 39

あ ら ま し

徳重交通広場は、地下鉄桜通線の終着駅である徳重駅地上部に整備され、バス、タクシー及び一般車が乗り入れる交通機能集約施設であります。

当施設は、商業施設及び徳重支所・徳重図書館等にも隣接しており、近隣住民を始めとした多くの利用者が往来する場所となっております。

徳重交通広場広告板における広告掲出事業は、この交通広場にある広告板を利用して、民間企業等の広告を掲出していただくものです。当事業は、入札後資格確認型一般競争入札方式により、広告料について予定価格（最低月額広告料）以上で最も高い価格で入札された方に、広告板を貸与し広告を掲出していただきます。

入札参加を希望される方は、この説明書をよく読んでいただき、現地を確認された上、お申込みください。

広告掲出までの流れ

入札案内書交付	令和4年12月8日(木)～令和4年12月22日(木)
入札	令和4年12月23日(金)午後2時から 入札会場:名古屋市役所 西庁舎 12階 市長部局入札室
入札資格の審査	落札候補者の方は、名古屋市が定める期限までに競争入札参加資格確認申請書等を提出していただきます。
契約締結	契約書は、落札者名義になります。
広告掲出料の納付	名古屋市の指示に従って広告掲出料(広告料及び貸付料)を納付していただきます。
広告原稿の審査・承認	名古屋市の指示に従って広告原稿を提出していただきます。
広告掲出	令和5年4月1日(土)から令和6年3月31日(日)まで

※ 名古屋市役所へお越しの際は、公共交通機関をご利用ください。

市バス 「市役所」停留所

地下鉄 名城線「市役所」駅

入札説明書

この入札に参加を希望される方は、法令、名古屋市の条例、規則、規程及びこの入札説明書によるとともに、必ず現地を確認した上で、お申し込みください。

なお、入札参加のために提出された書類等に記載された情報は、入札事務のみに使用します。

第 1 対象物件

- 1 広告を掲出する施設の名称及び所在地
名 称 徳重交通広場広告板
所在地 名古屋市緑区元徳重一丁目 404 番地
- 2 掲出場所

掲 出 場 所	箇所数	広告板の大きさ	表示面の大きさ
交通広場歩道部の柱に掲げる広告板	20基	縦925mm×横660mm	縦 845 mm × 横 580 mm (A1(JIS規格)サイズ程度)

* 位置図、広告板位置図、広告板概要図（31～33 頁）を参照してください。

* 入札については、広告板 20 基を一括で行います。

第 2 参加者の資格

- 1 地方自治法（昭和 22 年政令第 16 号）第 238 条の 3 に規定する者でないこと。
- 2 地方自治法第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。
- 3 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当する事実があった後 3 年を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15 財用第 5 号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- 4 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格審査申請を行い、認定を受けた者を除く。）でないこと。
- 5 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格審査申請を行い、認定を受けた者を除く。）でないこと。
- 6 入札公告の日から落札決定までの間に指名停止の期間がない者であること。

- 7 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）又は商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）によって設立された事業協同組合等においては、当該組合員が入札に参加しようとする者（官公需適格組合証明基準に適合しているとして中小企業庁の証明を受けた組合であって、特別の理由があり適当と認める場合を除く。）でないこと。
- 8 住宅都市局広告掲載基準第 2（28 頁参照）に該当する規制業種又は事業者でないこと。
- 9 入札公告の日から落札決定までの間に、「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成 20 年 1 月 28 日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）（19 頁参照）及び「名古屋市が行う公有財産の売払い及び貸付の契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」（平成 20 年 2 月 15 日付け 19 財管第 253 号）に基づく排除措置の期間がない者であること。

なお、入札参加申込者全員（法人の場合は、法人の役員全員を含む）について、愛知県警察本部へ氏名・生年月日・性別・住所・役職名等の情報を提供し、排除措置対象法人等に該当するか否かを照会します。また、契約締結後、排除措置対象法人等であることが判明し、愛知県警察本部より排除要請があった場合は、原則として契約を解除します。

第 3 広告の掲出条件

1 掲出期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで
（広告の掲出準備に要する期間を含む。）

- * 2 年を限度（最大令和 8 年 3 月 31 日まで）に、1 年を単位として掲出期間を延長（契約を更新）することができます。

なお、更新する場合の広告掲出料（広告料及び貸付料＝契約金額）については、当初の広告掲出料を基本とし、更新の都度、社会経済情勢等を考慮し、掲出事業者と本市が協議した上で、決定することとします。

- * 掲出期間の延長を希望される場合は、延長しようとする年度の前年度の 11 月末日までに名古屋市住宅都市局交通企画課に申し出てください。
- * 更新を含めた掲出期間終了後は、再度入札を行い、契約の相手方を決定する予定です。

2 広告掲出料（広告料及び貸付料）

掲出期間（令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで。広告の掲出準備に要する期間を含む。）中は、広告掲出の有無にかかわらず、掲出期間に応じた広告掲出料（広告料＋貸付料）を納付していただきます。

- * 広告掲出料のうち、広告料については、入札により決定した金額になり、次のとおり最低価格（税抜）を設定しています。

月額 60,340 円（20 基分）

- * 広告掲出料のうち、貸付料について

掲出事業者には、掲出場所について広告料とは別に、次のとおり貸付料を納付していただきます。貸付料は定額であり、入札は行いません。

月額 8,820 円（20 基分）

< 貸付料の算定について >

貸付料は、月額 900 円/m²です。貸付期間に 1 月未満の端数があるときは、これを 1 月として計算し、表示面積を貸付料（月額 900 円/m²）に乗じて得た額が 100 円に満たない場合にあっては 100 円とします。なお、1 円未満の端数が生じた場合は切り上げます。

3 広告の仕様

別添徳重交通広場広告板における広告掲出事業仕様書(17 頁参照)のとおりです。

4 事業計画書の提出

契約締結後、速やかに、掲出場所、仕様、管理体制及びスケジュールを記載した事業計画書（変更する場合を含む。）を提出していただきます（39頁参照）。

5 広告主及び広告内容

交通広場のイメージを高めるよう洗練された品位のあるデザインとしてください。具体的な掲載基準については、住宅都市局広告掲載基準（28 頁）を参照してください。

なお、広告主及び広告内容については、名古屋市（住宅都市局広告審査会）の承認が必要となりますので、実際に広告を掲出しようとする日（広告内容を変更する（広告を付け替える）場合を含む。）の 14 日前までに掲出広告の原案を提出していただきます。

6 利用上の制限

掲出期間中は、次の事項を遵守してください。

- (1) 入札条件を遵守し、広告掲出料（広告料＋貸付料）を期限までに確実に納付すること。
- (2) 広告を掲出する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。

7 原状回復

掲出事業者は、契約期間が満了となった場合又は契約が解除された場合は、速やかに、原状回復をしてください。この場合、原状回復に要した費用を一切名古屋市に請求することはできません。

8 必要経費

広告の作成、掲出、維持管理及び撤去に要する費用並びに掲出場所の原状回復に要する費用は、すべて掲出事業者の負担とします。

第 4 入札手続の流れ

1 入札説明書の交付

交付期間は、令和4年12月8日(木)～令和4年12月22日(木)までです。

2 入札日時等

入札会場	名古屋市役所 西庁舎12階 市長部局入札室
入札日 入札時限	令和4年12月23日(金)午後2時
必要書類等	(1)入札書(34頁参照) ※入札書には、事前に入札者の記名・押印をしておいてください。 (2)委任状(35頁参照) ※入札書記載の入札者が代表人と異なる場合(支店・営業所の長など)は、委任状が必要となります。

(1) 入札者は、入札時限を過ぎると入札はできません。

(2) 入札者以外の方は、入場できません。

(3) 当日は公共交通機関でお越しください。

(4) 談合情報が寄せられた場合は、入札を中止することがあります。

3 入札金額

入札金額は、広告料の月額(20基分)(契約希望金額の110分の100に相当する金額)を表示してください。

4 入札(持参式)

(1) 入札は、所定の入札書(34頁参照)を使用し、必要事項を記入するとともに、記名・押印(本市に登録したものに限り)した上でご持参ください。

(2) 入札書には、黒インクのボールペン又は万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入し、鮮明に押印してください。鉛筆又はシャープペンシルは使用できません。

(3) 入札金額は、アラビア数字(算用数字)を使用し、その数字の直前に「¥」を記入してください。なお、円未満の端数は記入しないでください。

(4) 入札者は、入札箱に投入した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

(5) 代理人は、1物件につき複数の入札の代理をすることはできません。

(6) 前各項に違反する入札及び次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

ア 入札参加資格のない方のした入札

イ 最低価格(月額)に達しない金額を記載した入札

ウ 金額を改ざんし、又は訂正した入札

エ 記入事項を判読できない入札

オ 入札事項の一部又は全部が記入されていない入札

カ 一定の金額をもって価格を表示しない入札

キ 記名押印のない入札

ク 同一物件につき同一の名をもってした2通以上の入札(代理人によるものも

含む。)

- ケ 競争入札参加資格確認申請書又は追加提出資料（以下「申請書等」という。）に虚偽の記載をした者のした入札
- コ 申請書等の提出を求められたにもかかわらず、提出期限内にこれを提出しない場合又は落札候補者が競争入札参加資格の確認のための指示を受けたにもかかわらず、その指示に応じない場合のその者のした入札
- サ 入札談合に関する情報があった場合に、誓約書の提出を求めたにもかかわらず、誓約書の提出をしない者のした入札
- シ 明らかに談合によると認められる入札
- ス 入札公告又は入札説明書に定める入札方法によらない入札
- セ 入札公告又は入札説明書に定める期限までに完了しなかった入札
- ソ その他入札の条件に違反した入札

(7) 再度入札は、行いません。

5 開札

- (1) 開札は、入札会場において入札の終了後、直ちに入札者の面前で行います。入札者が開札に立ち会わないときは、この入札事務に関係のない職員が立ち会います。
- (2) 開札の結果、入札者のうち最低価格（月額）以上で最高価格（月額）の入札をした方を落札候補者とし、入札会場内で次順位者と併せて発表します。
- (3) 最高価格（月額）の入札者が複数あるときは、直ちにくじを引いていただき、落札候補者を決定します。ただし、入札者がくじを引かないときは、この入札事務を担当しない職員が代行します。くじにより落札候補者を決定したときは、落札候補者の入札書にその旨を記入し、くじを引いた方全員にその旨を確認していただきます。

第 5 競争入札参加資格確認申請

- 1 落札候補者の方は、資格審査を受けていただく必要があります。持参により資格審査に必要な書類を提出してください。
- 2 落札候補者の方に参加資格がなかった場合は、次順位の方が落札候補者となり、資格審査を受けていただく必要があります。その場合、本市からその旨の連絡がありますので、持参により資格審査に必要な書類を提出してください。

受付期間	令和4年12月23日(金)から令和4年12月28日(水)まで (ただし、土日及び祝除く。) 午前8時45分から午後5時15分まで(ただし、令和4年12月23日(金)は午後4時から午後5時15分まで)
提出先	名古屋市住宅都市局都市計画部交通企画課 (名古屋市役所西庁舎4階)

必要書類等	<p>(1) 競争入札参加資格確認申請書 1通 (36頁参照)</p> <p>(2) <個人の場合>住民票の写し 1通 <法人の場合>法人登記簿謄本 1通 どちらも発行後1ヶ月以内のもの</p> <p>(3) <法人のみ>法人役員等に関する調書 1通 (37頁参照)</p>
--------------	---

- (1) 競争入札参加資格の確認のため必要と認める場合は、競争入札参加資格確認申請書の補正や追加資料の提出をさせる等の指示をすることがあります。
- (2) 受付期間終了後は、(1)に基づく指示による場合を除き、提出された競争入札参加資格確認申請書の差替え又は再提出は認めません。
- 3 申請書等の提出を受けた後、速やかに、競争入札参加資格の確認を行い、落札候補者について資格があると認められた場合は、その者を落札者として決定し、落札決定の通知をします。
- 4 入札結果については、入札者の入札金額、落札者の商号又は名称及び落札金額等を名古屋市公式ウェブサイトで公表します。
- 5 落札候補者に参加資格がないと認められた場合は、その者に対し、その旨を通知します。
- 6 5の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して2日以内（休日を含まない。）に、入札参加無資格理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができます。
- 7 6の書面の提出先は、本書の、第9問合せ先(8頁)に示す場所です。
- 8 6に対する回答は、原則として、その説明を求めることができる期間の末日の翌日から換算して10日以内に書面により行います。
- 9 提出された申請書等は返却しません。
- 10 申請書等の作成及び提出に係る費用は、落札者の負担とします。

第6 契約の締結

- 1 落札決定後、落札決定通知書及び契約書、納入通知書等の契約関係書類を住宅都市局交通企画課でお渡ししますので、速やかに、受領してください。
- 2 落札者は、落札決定の通知を受けた日から5日以内に契約書に記名押印しなければなりません。
- 3 契約は、落札者名義で行います。
- 4 公有財産有償貸付契約書（案）は、9頁を参照してください。
- 5 契約書に収入印紙の貼付は不要です。

第7 広告掲出料（広告料及び貸付料）の納付

広告掲出料（広告料及び貸付料）は、名古屋市の指示に従って納付していただきます。詳細は、公有財産有償貸付契約書（案）（9頁）を参照してください。

第 8 契約保証金

- 1 契約の締結と同時に、契約保証金を名古屋市発行の納付書により納付していただきます。
- 2 契約保証金は、広告掲出料（広告料及び貸付料＝契約金額）月額 of 2 か月分とします。
- 3 契約保証金は、契約期間満了後に原状回復を確認の上、還付します。ただし、名古屋市に対する未払いの債務がある場合は、還付する契約保証金額と相殺する場合があります。
- 4 契約保証金には、利子を付けません。
- 5 契約保証金は、現金又は銀行振出の小切手に限ります。小切手は、納付の前日 10 日以内に、名古屋手形交換所参加店舗である金融機関が振り出した小切手でなければなりません。これに該当するかどうかは、小切手の振出しを受ける店で確認してください。
- 6 名古屋市契約規則（昭和 39 年名古屋市規則第 17 号）第 31 条（契約保証金の納付免除）の規定により、契約保証金を免除する場合があります。

第 9 問合せ先

本件入札案内書の内容に質問がある場合は、下記の方法により提出してください。

- 1 令和 4 年 12 月 13 日（火）午後 5 時 15 分までに提出してください。
- 2 下記のあて先へ質問書をファックス又は電子メールで送付してください（様式は問いませんが、電子メールで送付の際には、件名に必ず「広告掲出事業（徳重交通広場広告板）に関する質問書」と記入してください。）。

*必ず電話により着信確認を行ってください。

名古屋市住宅都市局交通企画課 担当：内藤、長山、東本

電話：052-972-2724

FAX：052-972-4170（代表番号のため、あて先を明記してください。）

E-Mail: a2724@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp

- 3 すべての質問に対する回答をまとめた回答書を令和 4 年 12 月 20 日（火）までに名古屋市公式ウェブサイト上に公開します。
- 4 仕様の補足等が掲載されることがあります。質問回答については、入札日前に必ず確認してください。

公有財産有償貸付契約書（案）

貸付人名古屋市（以下「貸付人」という。）と借受人*****（以下「借受人」という。）とは、次の条項により公有財産の有償貸付契約（以下「本件契約」という。）を締結する。

（信義誠実等の義務）

第 1 条 貸付人及び借受人は、信義を重んじ誠実に本件契約を履行しなければならない。

2 借受人は、貸付物件が公有財産であることを常に考慮し、適正に使用するように留意しなければならない。

（貸付物件）

第 2 条 貸付物件は、次のとおりとする。

所在地	区分	数量	備考
名古屋市緑区 元徳重一丁目 404番地	工作物	地上広告板 20 基 広告板の寸法：縦 925mm，横 660mm 表示面の面積：縦 845mm，横 580mm	

（指定用途）

第 3 条 借受人は、貸付物件を申請の目的（広告掲出）に従って使用しなければならない。

2 借受人は、前項に定める指定用途を変更しようとする場合は、事前に変更する詳細な理由及び変更後の用途等を書面により貸付人に申請し、その承認を受けなければならない。

3 借受人は、貸付物件を次の各号に定める用途に供し又は供させてはならない。

(1) 政治的又は宗教的な用途

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用途

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等に指定されている者を利する用途に供するなど公序良俗に反する用途

(4) 悪臭・騒音・粉塵・振動・土壌汚染など著しく近隣環境を損なうことが予想される用途

(5) その他、貸付人が公序良俗に反すると認める用途

(6) 第三者をして(1)から(5)の用途に使用させること

4 借受人は、貸付物件の使用に当たっては、別紙徳重交通広場広告板における広告掲出事業仕様書（以下「仕様書」という。）の内容を遵守しなければならない。

5 借受人は、貸付人から前項に基づく必要な措置をとるよう指示を受けた場合は、その指示に従わなければならない。

(貸付期間)

第4条 貸付期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

2 借受人は、令和5年4月1日から2年を限度(最大令和8年3月31日まで)に、1年を単位として契約の更新を申請できる。

3 前項の申請は、契約を更新しようとする年度の前年度の11月末日までに貸付人に文書により行うものとする。

(広告料及び貸付料)

第5条 広告料及び貸付料は、次に掲げるとおりとする。

(1) 広告料 金*****円(年額)

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金*****

円)

(2) 貸付料 金*****円(年額)

2 借受人は、前項に定める広告料及び貸付料を、貸付人の発行する納入通知書により、記載された期限までに納付しなければならない。

3 第1項に定める広告料及び貸付料は、日数が1か月に満たない場合は1か月を30日として日割り計算により算定し、これを支払うものとする。このとき、円未満を切り上げる。

4 消費税法(昭和63年法律第108号)等の改正等によって、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の税率に変動が生じた場合は、特段の変更手続を行うことなく、消費税等の税率の変動事由が生じた日をもって、相当額を加減したものを広告料とする。

(広告の作成及び掲出)

第6条 借受人は、広告の作成及び掲出に関する一切の責任を負い、これに係る費用を負担するものとする。

(広告主及び広告内容の審査)

第7条 借受人は、広告主(借受人が自ら広告主になる場合を除く。以下次条から第10条までにおいて同じ。)及び広告内容について、名古屋市広告掲載要綱、住宅都市局広告掲載要綱、住宅都市局広告掲載基準(以下「名古屋市広告掲載要綱等」という。)を遵守するとともに、事前に貸付人の審査を受け、その承認を得たものでなければ掲出することができない。

2 借受人は、前項の審査を受けるため、広告内容のデータ等必要な書類を、広告を掲出しようとする日の14日前までに貸付人に提出するものとする。

3 借受人は、第1項の審査において、貸付人から広告の内容等の修正等の指示を受けたときは、これに従わなければならない。

(広告主及び広告内容の変更)

第8条 借受人は、掲出中の広告を変更することができる。

2 借受人は、前項の規定により掲出中の広告を変更する場合、広告主及び広告内容について、事前に貸付人の審査を受けなければならない。この場合、前条を準用する。

(広告主及び広告の内容に対する修正等の指示)

第9条 貸付人は、掲出中の広告が、名古屋市広告掲載要綱等の規定に反するに至ったと判断したときは、いつでも借受人に対して広告主及び広告の内容の修正等を指示することができる。

2 借受人は、前項の指示を受けたときは、これに従わなければならない。

(広告物の一時撤去又は一時削除)

第10条 貸付人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その問題が解決されるまでの間、借受人に広告物の一時撤去又は一時削除を指示することができ、借受人はこの指示に従わなくてはならない。

- (1) 借受人が本件契約に定める事項又は法令等に違反したとき。
- (2) 広告主又は広告内容が、名古屋市広告掲載要綱等の規定に反するに至ったとき。
- (3) 第7条第3項又は前条第1項の広告内容の修正等を借受人が行わないとき。
- (4) 広告掲出を継続することが社会通念上著しく不適切であると認められる相当かつ合理的な理由があるとき。

2 前項の一時撤去又は一時削除の理由となった問題が解消されたときは、借受人は、広告掲出を再開することができる。

3 第1項の一時撤去又は一時削除に要する費用及び前項の再開に要する費用は、借受人が負担する。

4 第1項の指示があつたにもかかわらず、一時撤去又は一時削除に必要な相当期間内に借受人が一時撤去又は一時削除を行わないときは、貸付人は、借受人の承諾を得ることなく、広告物を自ら一時撤去又は一時削除することができ、これに要した費用は借受人が負担するものとする。

5 第1項又は前項の一時撤去又は一時削除が行われた場合、当該期間中の広告掲出料(広告料及び貸付料)は違約金とみなし、借受人に返還しない。

6 前項の違約金は、損害賠償の予定額の全部又は一部としない。

(延滞金)

第11条 借受人は、第5条第2項条に定める納付期限までに広告料及び貸付料を支払わないときは、納付期限の翌日から支払った日までの期間について、名古屋市契約規則(昭和39年規則第17号)第33条第1項に定める割合により算定した延滞金を貸付人に支払わなければならない。

(充当の順序)

第12条 借受人が広告料及び貸付料並びに延滞金を納付すべき場合において、納付された金額が広告料及び貸付料並びに延滞金の合計額に満たないときは、先ず延滞金から充当する。

(財務調査等)

第13条 貸付人は、貸付期間中いつでも、借受人に対し、財務諸表の提出を求めることができる。

2 借受人が、第5条第2項に定める納付期限までに広告料及び貸付料を支払わないときは、貸付人は借受人に対し、借受人に関する資産状況の調査を求めることができる。

3 借受人は、前2項に定める貸付人の求めに対し、誠意を持って対応しなければならない。

4 貸付人は、第1項及び第2項により知りえた情報を、正当な理由無く第三者に知らせてはならない。

5 第2項の場合において、借受人は、貸付人が、本件契約と同種の契約を借受人との間で締結している国又は地方公共団体と、借受人の債務の支払状況を相互に取得し、かつ、提供することについて、予め同意する。

(契約保証金)

第14条 借受人は、貸付人に対して契約保証金として契約金額月額2か月分を、貸付人が発行する保証金納付書により、本件契約締結日に納付しなければならない。ただし、貸付人は、名古屋市契約規則第31条の規定により、契約保証金を納付させないことができる。

2 前項に定める契約保証金については、第28条に定める損害賠償の予定額の全部又はその一部と解釈しない。

3 第1項に定める契約保証金については、利息を付さない。

4 借受人に未払いの広告料及び貸付料並びに損害賠償その他本件契約に附帯して発生する債務の支払遅延が生じたときは、貸付人は契約保証金をこれらの債務の弁済に充当することができる。この場合、貸付人は弁済充当日、弁済充当額及びその費目を借受人に書面で通知するものとし、借受人は通知を受けた日から30日以内に契約保証金の不足額を貸付人に納付しなければならない。

5 前項の定めにかかわらず、借受人は、契約保証金をもって本件契約から発生する借受人の貸付人に対する債務の弁済に充当することを貸付人に請求できない。

6 貸付人は、本件契約が終了し、借受人から貸付物件の明渡しを受けたときにおいて、借受人に未払いの広告料及び貸付料並びに損害賠償その他本件契約に附帯して発生した借受人の貸付人に対する債務の未払いがあるときは、明渡し完了時において納付されている契約保証金から借受人の貸付人に対する一切の債務を控除した残額を借受人に還付する。

7 借受人は、貸付人に対する契約保証金返還請求権を第三者に譲渡してはならず、また、質権、譲渡担保その他いかなる方法によっても契約保証金返還請求権を担保に供してはならない。

(届出事項)

第15条 借受人は、次の各号の一に該当するときは、書面により速やかに貸付人に対して届けなければならない。

(1) 借受人の本店所在地、商号又は代表者等の重要事項について変更があったとき

(2) 借受人の地位について合併による包括承継その他の変動が生じたとき

(3) 貸付物件が滅失又は損傷したとき

(契約不適合責任)

第16条 借受人は、本件契約を締結した後、貸付物件について数量の不足その他隠れたかしを発見しても、広告料及び貸付料の減免及び損害賠償等の請求をすることができない。

(権利譲渡等の禁止)

第17条 借受人は、貸付人の承認なく貸付物件を第三者に転貸し、本件契約によって生ずる権利義務を他人に譲渡し若しくは承継させ、又はその権利を担保に供することができない。

(責務)

第18条 借受人は当該広告に関する一切の責任を負う。

2 借受人は、第三者から広告の内容に関連して苦情の申立てがなされた場合は、すべて自己の責任及び負担において解決しなければならない。

- 借受人は、広告の内容の変更、広告掲載の取止め及び取下げの場合に、自己に生じるすべての経費を負担するものとする。

(物件保全義務)

第19条 借受人は善良な管理者としての注意をもって貸付物件の維持保全に努め、仕様書に定める維持管理責任を果たさなければならない。

- 前項の定めにより支出する費用については、すべて借受人の負担とし、貸付人に対してその償還等の請求をすることができない。
- 借受人は、悪臭・騒音・粉塵・振動・土壌汚染などによって、近隣住民等に迷惑をかけ、又は近隣住民等に損害を及ぼす行為を行ってはならない。
- 借受人は、貸付物件を使用するにおいて、その近隣住民等から苦情又は要望等があった場合は、自己の責任において速やかに解決をしなければならない。

(調査協力義務)

第20条 貸付人は、貸付物件について随時その使用状況を実地に調査することができる。この場合において、借受人は、これに協力しなければならない。

(違約金)

第21条 借受人は、以下の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める額を違約金として貸付人に納付しなければならない。

- 第3条第2項の定め違反して、貸付人の承認を得ることなく、貸付物件を同条第1項に定める指定用途以外の用途に供したときは、広告料及び貸付料年額の100分の30に相当する額（円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。以下本項において同じ。）
 - 第3条第3項各号の定め違反したときは、広告料及び貸付料年額の100分の30に相当する額。
 - 第17条の定め違反して、貸付人の承認を得ることなく、貸付物件を第三者に転貸し、本件契約によって生ずる権利義務を他人に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供したときは、広告料及び貸付料年額の100分の30に相当する額。
 - 前条に定める調査協力義務を怠ったときは、広告料及び貸付料年額の100分の10に相当する額。
- 前項に定める違約金は、第27条に定める損害賠償の予定額の全部又はその一部と解釈しない。

(契約の履行の一時中止)

第22条 暴風、豪雨、高潮、地震、火災その他の自然的事象又は人為的な事象であって借受人の責めに帰することができないものにより、借受人が契約を履行できないと認められるときは、貸付人は、契約の履行の一時中止の内容を直ちに借受人に通知して契約の履行の全部又は一部を一時中止させることができる。

- 貸付人は、前項の規定により契約の履行の全部又は入り部を一時中止した場合は、住宅都市局広告掲載要綱の定めるところにより、納付済みの広告掲出料（広告料及び貸付料）の一部を返還するものとする。ただし、変換する広告掲出料（広告料及び貸付料）には利子を付けないものとする。

(契約の解除)

第23条 貸付人は、次の各号の一に該当する場合には、本件契約を解除する

ことができる。

- (1) 国、地方公共団体その他公共団体において公用又は公共用に供するために貸付物件を必要とするとき又はその他行政目的を達成するため特別の理由のあるとき等、やむを得ず契約期間を短縮する必要があるとき
- (2) 借受人が、第3条第2項の定めに違反して、貸付人の承認を得ることなく、貸付物件を同条第1項に定める指定用途以外の用途に供したとき
- (3) 借受人が、第3条第3項各号の定めに違反したとき
- (4) 借受人が、第3条第5項の指示に従わないとき
- (5) 借受人が、第5条第2項に定める広告料及び貸付料の支払いを2か月以上怠ったとき
- (6) 借受人が、第17条の定めに違反して、貸付人の承認を得ることなく、貸付物件を第三者に転貸し、本件契約によって生ずる権利義務を他人に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供したとき
- (7) 借受人が、第19条第1項に定める物件保全義務を怠ったために、貸付物件を荒廃に至らしめたとき
- (8) 借受人が、第19条第3項の定めに違反したとき
- (9) その他借受人に本件契約を継続しがたい重大な過失又は背信行為があったとき

(借受人の解除権)

第24条 借受人は、次の各号のいずれかに該当するときは、本件契約を解除することができる。

- (1) 貸付人が正当な理由なく本件契約に違反し、その違反により本件契約の履行が不可能になったとき。
- (2) 貸付人において本件契約の履行に関し、貸付人に著しい不正又は不誠実な行為があったとき。

2 第22条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

(契約の失効)

第25条 天災地変その他貸付人借受人いずれにもその責を帰することの出来ない事由によって貸付物件が使用できなくなり、又は本件契約を継続することができない事態になったときは、本件契約は直ちに失効する。

2 前項により本件契約が失効した場合には、貸付人借受人相互に損害賠償の請求はしない。

(原状回復義務)

第26条 貸付期間が満了し、又はその他の理由により本件契約が終了した時は、借受人は自己の費用をもって借受人が貸付物件に付属させたものを撤去し、貸付物件を原状に回復して貸付人に返還しなければならない。ただし、貸付人が特に必要がないと認めるときはこの限りでない。

2 借受人は、前項の定めにより貸付物件を貸付人に返還するときは、原状に回復した後、直ちに貸付人の検査を受け、貸付人の承認を得なければならない。

3 本件契約が終了したにもかかわらず、借受人が貸付物件を返還しない場合は、本件契約終了の翌日から貸付物件の明渡し完了までの間、借受人は貸付人に対して広告料及び貸付料相当額の使用損害金を支払うほか、貸付人に損害がある場合は、使用損害金とは別にその損害の全額を賠償しなければならない。

(広告料及び貸付料の精算)

第27条 本件契約が貸付期間の途中で解約された場合において、その原因が第23条第1号によるときその他借受人の責めに帰することができない事由によるものであると貸付人が認めた場合のほかは、既納の広告料及び貸付料のうち未経過期間に係る部分について、貸付人はこれを借受人に対して還付しない。

(損害賠償)

第28条 借受人は、本件契約に定める義務を履行しないため貸付人に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 借受人は、貸付人の責めに帰さない事由で生じた貸付物件の破損によって第三者に損害を与えたときは、第三者に対してその損害を賠償しなければならない。

3 貸付人は、第23条各号に基づき本件契約を解除したことにより借受人が損害を被った場合であっても、その損害を賠償する責任を負わない。

(有益費等の放棄)

第29条 借受人は、貸付期間が満了した場合、又はその他の理由により本件契約が終了した場合において、貸付物件に投じた有益費、必要費及びその他の費用があってもこれを貸付人に請求することができない。

(契約の費用)

第30条 本件契約の締結及び履行に関して必要な費用は、すべて借受人の負担とする。

(疑義の決定)

第31条 本件契約に関して疑義があるときは、貸付人借受人協議のうえ、これを決定する。

(裁判管轄)

第32条 貸付人借受人間の権利義務に関し協議が整わず、訴訟を提起する場合については、名古屋地方裁判所を管轄裁判所とする。

上記の契約の締結を証するため本契約書を2通作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

貸付人 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市
代表者 名古屋市長

印

借受人

印

妨害又は不当要求に対する届出義務

- 1 借受人は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合は、貸付人へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。
- 2 借受人が1に規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約又は随意契約の相手方としない措置を講じることがある。

徳重交通広場広告板における広告掲出事業仕様書

1 事業概要

徳重交通広場（以下「交通広場」という。）における広告掲出事業は、名古屋市が掲出事業者に対して、交通広場歩道部の柱に掲げる広告板についての貸付料及び広告掲出の対価としての広告料の納入を受けた上で、掲出事業者が広告掲出を行うものである。

2 広告を掲出する施設の名称、所在地

- (1) 名 称 徳重交通広場
- (2) 所在地 名古屋市緑区元徳重一丁目 404 番地

3 掲出場所

- (1) 掲 出 場 所 交通広場歩道部の柱に掲げる広告板 20 基
- (2) 広告板の大きさ 縦 925 mm × 横 660mm
- (3) 表示面の大きさ 縦 845 mm × 横 580 mm (A1 (JIS 規格) サイズ程度)

4 掲出方法

- (1) 広告の掲出及び撤去の際には広告板の使用方法に従い、広告板及び器具の破損等ないように留意して行うこと。
- (2) 掲出する広告の材質については広告板に掲げることのできるものとする。
- (3) 留め代が目立たない仕様にするなど、交通広場の美観に配慮したものとする。
- (4) 撤去時は、広告掲出前の原状を回復するものとする。
- (5) 掲出にあたり、名古屋市住宅都市局交通企画課から広告板の鍵を借用するものとする。
- (6) 上記(1)～(4)に定めるもののほか、掲出方法については、名古屋市の指示に従うものとする。

5 契約期間及び掲出期間

- (1) 契約期間 契約締結の日から令和 6 年 3 月 31 日まで
- (2) 掲出期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで（広告の掲出準備に要する期間を含む。）
- (3) 令和 5 年 4 月 1 日から 2 年を限度（最大令和 8 年 3 月 31 日まで）に、1 年を単位として契約の更新を申請できる。

6 掲出事業者の業務

- (1) 広告の作成、掲出場所への広告の掲出、掲出広告の維持管理及び撤去並びに掲出場所の原状回復
- (2) 広告主の募集（掲出事業者が広告主である場合を除く。）
- (3) 広告の破損並びに広告に関する問い合わせ及び苦情に対する対応

7 事業計画書の提出

掲出事業者は、契約締結後、速やかに、掲出場所、仕様、管理体制及びスケジュールを記載した事業計画書（変更する場合を含む。）を作成し、名古屋市に提出するものとする。

8 その他

- (1) 掲出広告の作成、掲出場所への広告の掲出、掲出広告の管理及び撤去並びに掲出場所の原状回復に要する費用については、すべて掲出事業者の負担とする。
- (2) 掲出広告の維持管理、破損、事故時の対応等一切の保守管理に関しては、掲出事業者の責任と負担においてこれを処理するものとする。
- (3) 本仕様書に定めるもののほか、法令、名古屋市の条例、規則及び規程を遵守すること。
- (4) 広告主（掲出事業者が自ら広告主になる場合を除く。）及び広告内容について、事前に貸付人の審査を受け、その承認を得たものでなければ掲出できないものとする。
- (5) 本仕様書に関しては、妨害又は不当要求に対する届出義務の適用があるものとする。

名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（抄）
（平成20年1月28日付け 名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）

1 定義

この合意書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 略
- (2) 法人等 法人その他の団体又は個人をいう。
- (3) 役員等 法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。
- (4) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (5) 暴力団員等 暴力団の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。
- (6) 排除措置 4(1)の排除要請に基づき、対象となる法人等を入札等へ参加させない、契約等の相手方としない等の措置をいう。

2 排除措置の対象となる法人等

この合意書に基づく、排除措置の対象となる法人等は、次のとおりとする。

- (1) 役員等に、暴力団員等がいる法人等
- (2) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している法人等
- (3) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等
- (4) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等
- (5) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
- (6) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている法人等
- (7) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、名古屋市が行う契約等において妨害（不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けたことを認識していたにもかかわらず、市への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかった法人等

名古屋市広告掲載要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することにより、市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 印刷物、ウェブサイトなど、市の資産のうち広告掲載が可能なものをいう。
- (2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲出し、又は表示する（以下「掲載する」という。）ことをいう。
- (3) 局長 名古屋市事務分掌条例（昭和22年条例第16号）第1条に規定する局及び室、会計室、消防局、農業委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局、人事委員会事務局、教育委員会事務局、市会事務局の長及び区長をいう。

(広告全般に関する基本的な考え方)

第3条 市の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

(広告の範囲)

第4条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載を行わない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性のあるもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 社会問題についての主義主張
- (7) 個人又は法人の名刺広告
- (8) 景観又は風致を害するおそれがあるもの
- (9) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (10) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載を行う広告として不適当であると認められるもの

(広告掲載に関する定め)

第5条 局長は、その所管に属する広告媒体に広告掲載を行う場合にあつては、あらかじめ次に掲げる事項を別に定めるものとする。ただし、企画提案型広告については、名古屋市企画提案型広告掲載要綱の定めるところによるものとする。

- (1) 広告媒体の種類
- (2) 広告の範囲
- (3) 広告の規格、掲載位置及び掲載期間
- (4) 広告掲載料
- (5) 広告の募集方法及び選定方法
- (6) 審査機関
- (7) 前各号に掲げるもののほか、広告の募集及び契約を行うにあたり必要な事項

(広告掲載に関する審査)

第6条 局長は、広告媒体に掲載する広告の可否等を審査するため、審査機関を設ける。

(その他)

第7条 この要綱の実施に関し必要な事項は、財政局長が定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成19年6月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年9月30日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年4月2日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

住宅都市局広告掲載要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、名古屋市住宅都市局（以下「住宅都市局」という。）内で所管する資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関して、名古屋市広告掲載要綱（平成 19 年 6 月 1 日実施。以下「市要綱」という。）及び住宅都市局広告掲載基準（平成 20 年 4 月 1 日施行。以下「基準」という。）に定める事項のほか、必要な事項を定めるものである。

(広告媒体の種類)

第 2 条 この要綱において、広告媒体とは住宅都市局の課・室・公所が所管又は作成するものであって、次の各号に掲げるものをいう。ただし、新たに広告を掲載する媒体である場合は、あらかじめ広告掲載が可能か第 15 条に規定する住宅都市局広告審査会（以下「広告審査会」という。）の承認を受けたものに限る。

- (1) 印刷物
- (2) ウェブサイト
- (3) 土地建物等又はそれらに附属する広告の用に供するための設備
- (4) その他住宅都市局長が必要と認めるもの

(広告の範囲)

第 3 条 次の各号に掲げるものは、広告媒体に掲載することができない。

- (1) 市要綱及び基準において、規制業種又は事業者指定されているもの
 - (2) 広告媒体の公共性、中立性又はその品位を損なう等、掲載することがふさわしくないと認められるもの
- 2 前条第 2 号の広告媒体においては、掲載する広告がリンクしているウェブサイトの内容についても前項の規定を適用する（ただし、直接リンクするページ内に限る。）。
- 3 前条第 3 号の広告媒体に掲載する広告においては、名古屋市屋外広告物条例（昭和 36 年条例第 17 号）等の関係法令及び関係規程を遵守したものでなければならない。

(広告を掲載する事業者の選定方法)

第 3 条の 2 広告を掲載する事業者の選定にあたっては、原則として募集によるものとする。

(広告の募集等)

第 4 条 広告の募集は、第 2 条各号の広告媒体を所管又は作成する課・室・公所（以下「所管課」という。）の長（新たに広告を掲載する広告媒体である場合又は新規の手法により広告を募集する場合は、所管する部長級の者）が次に掲げる事項を記載した募集要領を定め、名古屋市公式ウェブサイト及び印刷物等を通じて行うものとする。ただし、あらかじめ広告審査会の承認を受けたものでなければならない。

- (1) 広告の掲載を行う広告媒体の種類
 - (2) 広告の規格、掲載の位置及び期間
 - (3) 広告の掲載のために徴する金額（以下「広告料」という。）及びその納付の方法（次項に該当する場合にあっては、広告媒体の作成費用及び納付期日）
 - (4) 広告の募集対象
 - (5) 広告の申込み手続（申込書の様式を含む。）
 - (6) 広告の選定方法
 - (7) 広告掲載手続
 - (8) 所管課の長が広告掲載の期間内において、広告内容の変更を認める場合は、広告内容の変更手続
 - (9) その他広告の募集及び契約を行うにあたり必要な事項
- 2 所管課の長は、第 2 条第 1 号の広告媒体にあっては、効率的な事務の執行が見込まれる場合においては、第 6 条に規定する契約の相手方の決定通知を受け、契約を締結した者（以下「広告契約者」という。）の負担により、広告を掲載した広告媒体の納品をもって、広告料の徴収に代えることができる。ただし、あらかじめ広告審査会の承認を受けたものでなければならない。

（広告の申込み等）

第 5 条 広告の掲載を希望する者（広告の取次ぎを営業とする者（以下「広告代理業者」という。）を含む。以下「広告希望者」という。）は、広告の募集が募集要領による場合においては申込書により申込み、入札説明書による場合においては入札を行う。

（契約の相手方の決定）

- 第 6 条 所管課の長は、広告希望者に提示させている金額（広告料等又は広告媒体の作成費用をいう。）の多寡により契約の相手方を決定するものとする。ただし、所管課の長が別の定めをしたときは、この限りでない。
- 2 前項の決定は、所管課の長が広告審査会の承認を受けたものでなければならない。
 - 3 第 1 項の決定を行うにあたり、所管課の長は広告希望者に対し追加の資料の提出を求めることができる。
 - 4 所管課の長は、広告希望者に対し第 1 項の決定内容を書面により通知するものとする。

（広告原稿の作成）

- 第 7 条 広告の原稿は、第 2 条第 1 号及び第 2 号の広告媒体にあっては、広告契約者の責任及び負担において作成し、指定された期日までに所管課の長に提出しなければならない。
- 2 広告の原稿は、第 2 条第 3 号の広告媒体にあっては、広告契約者の責任及び負担において作成し、その図案を指定された期日までに所管課の長に提出しなければならない。
 - 3 広告契約者は、第 1 項及び前項の規定に基づき提出された原稿又は図案について、広告審査会の承認を受けなければ、広告媒体に掲載することが

できない。

- 4 広告契約者のうち、広告代理業者が他の者（以下「広告主」という。）にかかる広告を掲載しようとする場合は、広告契約者は所管課の長を通じ広告審査会の承認を受けなければならない。

（広告料の納付）

第 8 条 広告契約者は、第 6 条に規定する契約の相手方の決定後、所管課の長が定める期日までに、広告料を前納するものとする。

- 2 所管課の長は、広告料の納付を確認した後に、広告の掲載の手続を行うものとする。

（広告内容の改善指導）

第 9 条 広告の内容、デザイン又は広告がリンクしているウェブサイトの内容（以下「広告の内容等」という。）が、第 3 条第 1 項各号に該当していると認められる場合には、所管課の長は速やかに期日を定め、広告契約者に対し改善を求めるものとする。

- 2 前項の規定により改善を求められた広告契約者は、指定された期日までに広告の内容等を改善した広告の図案、原稿又はウェブサイトの表示内容を、所管課の長に提出しなければならない。

（広告の取止め）

第 10 条 所管課の長は、次の各号のいずれかに掲げる場合においては、広告契約者に事前に通知した上で、当該広告の掲載を取り止めるとともに、契約の解除又は変更を行うものとする。ただし、広告審査会の承認を受けたものでなければならない。

(1) 指定した期日までに広告料の納付が行われない場合

(2) 指定した期日までに広告の原稿の提出が行われない場合

(3) 第 2 条第 3 号の広告媒体にあっては、指定した期日までに広告物を掲載しない場合

(4) 前条の規定によっても、広告の内容等の改善が行われない場合

(5) その他広告の掲載が不相当であると判断した場合

- 2 前項の規定により広告の掲載を取り止めた場合であっても、既に納付済みの広告料等の返還又は広告媒体の作成費用に相当する額の支払いは行わない。なお、第 2 条第 3 号の広告媒体にあっては、第 1 項の規定により広告の掲載を取り止めた場合においては、広告契約者は自己の責任と負担において速やかに原状に復さなければならない。

（広告の取下げ）

第 11 条 広告契約者は、自己の都合により広告の掲載を取り下げることができる。ただし、第 2 条第 1 号の広告媒体にあっては、現物納付後又は印刷物の印刷終了後においては、取下げはできないものとする。

- 2 前項の規定により、広告の掲載の取下げを希望する広告契約者は、速やかに書面により所管課の長に申し出るものとする。

- 3 第 1 項の規定により広告契約者が広告の掲載を取り下げた場合であっても、既に納付済みの広告料の返還又は広告媒体の作成費用に相当する額の支払いは行わない。なお、第 2 条第 3 号の広告媒体にあっては、広告契

約者は自己の責任と負担において、速やかに原状に復さなければならない。

(広告内容の変更)

第 11 条の 2 広告契約者は、広告掲載の期間内において広告内容の変更を行うときは、事前に所管課の長を通じ変更後の広告内容について広告審査会の承認を受けなければならない。

(広告料の返還)

第 12 条 第 2 条第 2 号又は第 3 号の広告媒体であって、広告を掲載する期間を設定した場合において、広告契約者の責に帰さない理由により 1 日以上広告の掲載ができなくなった場合は、原則として納付済みの広告料を日割計算により返還する。ただし、返還する広告料には利子を付さないものとする。

(広告契約者の責務)

第 13 条 広告契約者は、広告の作成、広告の内容等、その他当該広告に関する一切の責任を負う。

2 広告契約者は、第三者から広告に関連して苦情の申立て、損害賠償の請求等がなされた場合は、すべて自己の責任及び負担において解決しなければならない。

3 広告契約者は、広告を掲載する権利を譲渡してはならない。

4 広告契約者は、広告内容の変更、広告の掲載の取止め及び取下げの場合に、自己に生じる全ての経費を負担するものとする。

(協議)

第 14 条 この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、所管課の長と広告契約者の双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(住宅都市局広告審査会の設置)

第 15 条 住宅都市局長は、広告希望者、広告契約者、広告及び広告主が適正であるか、又は広告の掲載の手續が適正に執行されているか等を審査するほか、名古屋市企画提案型広告掲載要綱に定める企画提案型広告に対する意見書の審査をするため、広告審査会を設置する。

2 広告審査会の委員長及び委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

4 広告審査会は、審査結果に基づき、所管課の長へ必要な指示をすることができる。

5 広告審査会は、所管課の長から申し出のある場合又は委員長が特に必要と認めるときに開催する。

6 広告審査会は、委員長及び委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

7 広告審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

8 委員長は、必要と認めるときは、広告審査会に委員以外の者の出席を求

め、説明を聞くことができる。

9 委員は、広告媒体の所管課の長として当該広告に係る承認を受けようとするときは、当該広告に係る審査をすることができない。

10 広告審査会の庶務は、住宅都市局企画経理課が処理する。

(広告審査会の開催を要しない場合)

第 15 条の 2 所管課の長は、本要綱において広告審査会の承認が必要とされる事項であって、次の各号に該当する場合は、委員長の決裁をもって、広告審査会の承認に代えることができるものとする。

(1) 第 4 条第 1 項に規定する広告の募集に当たり、募集の条件が従前の審査会で承認されたものと同じである場合。

(2) 第 6 条第 2 項に規定する契約の相手方の決定に当たり、住宅都市局広告掲載基準第 2 条第 2 号アからエまでのいずれにも該当しないと委員長が特に認める場合。

(3) 第 7 条第 3 項及び第 4 項に規定する広告の原稿又は図案の審査に当たり、委員長が特に認める場合。

(4) 第 11 条の 2 に規定する広告内容の変更を行う場合で、委員長が特に認める場合。

(5) 特に緊急やむを得ない事由により審査会に付議する時間がない場合。

(本要綱の準用)

第 16 条 指定管理者及び管理代行者が広告の掲載に係る事務を行う場合は、本要綱を準用するものとする。

(その他)

第 17 条 その他広告の掲載につき必要な事項は住宅都市局長が定める。

附 則

この要綱は、平成 20 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 2 月 6 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表

委員長	企画経理課長
委員	総務課長 主幹（企画調整） 都市計画課長 建築指導課長 住宅企画課長 その他委員長の指名する職員

住宅都市局広告掲載基準

(趣旨)

第1 この基準は、住宅都市局が広告媒体への広告掲載の可否を判断する場合に必要な基準を定めるものである。

(規制業種又は事業者)

第2 次の各号に定める広告は掲載しない。

(1) 次のいずれかに該当する事業の広告

- ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年7月10日法律第122号)第2条に規定する風俗営業
 - イ 風俗営業類似の業種
 - ウ 消費者金融
 - エ たばこ
 - オ 法律の定めのない医療類似行為を行う施設
 - カ 占い、運勢判断に関するもの
 - キ 興信所・探偵事務所等
 - ク 債権取立て、示談引受けなどをうたったもの
 - ケ 規制対象となっていない業種においても、社会的悪影響を及ぼすおそれのある業種
 - コ 各種法令に違反しているもの
 - サ 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (2) 次のいずれかに該当する事業者の広告
- ア 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行う事業者
 - イ 民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続中の事業者
 - ウ 暴力団関係事業者(暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものも含む。)
 - エ 法令に違反し、又は社会的な批判を受けている事業者

(掲載基準)

第3 次の各号に定めるものは、広告媒体に掲載しない。

(1) 次のいずれかに該当するもの

- ア 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
- イ 法律で禁止されている商品、無許可商品及び粗悪品等の不適切な商品又はサービスを提供するもの
- ウ 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
- エ 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
- オ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
- カ 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
- キ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれがあるもの
- ク 社会的に不適切なもの

ケ 国内世論が大きく分かれているもの

- (2) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
- ア 誇大な表現（誇大広告）
根拠のない表示や誤解を招くような表現
例：「世界一」「一番安い」等（掲載に際しては根拠となる資料を要する。）
 - イ 射幸心を著しくあおる表現、特にギャンブルについて過度に購入をあおる表現
 - ウ 人材募集広告については労働基準法等関係法令を遵守していないもの
 - エ 虚偽の内容を表示するもの
 - オ 法令等で認められていない業種・商法・商品
 - カ 国家資格等に基づかない者が行う療法等
 - キ 責任の所在が明確でないもの
 - ク 広告の内容が明確でないもの
 - ケ 国、地方公共団体、その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの
- (3) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
- ア 水着等及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例または広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする
 - イ 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現
 - ウ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現
 - エ 暴力又はわいせつ性を連想・想定させるもの
 - オ ギャンブルについて過度に購入をあおる表現
 - カ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの
- (4) 前各号に定めるもののほか、掲載する広告として不相当であると認められるもの

（個別の基準）

第4 この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別途基準を作成するものとする。

（ウェブサイトに関する基準）

第5 ウェブサイトへの広告に関しては、ウェブサイトに掲載する広告だけでなく、当該広告が直接リンクしているウェブサイトの内容についてもこの基準を適用する。

附 則

この基準は、平成22年12月24日から施行する。

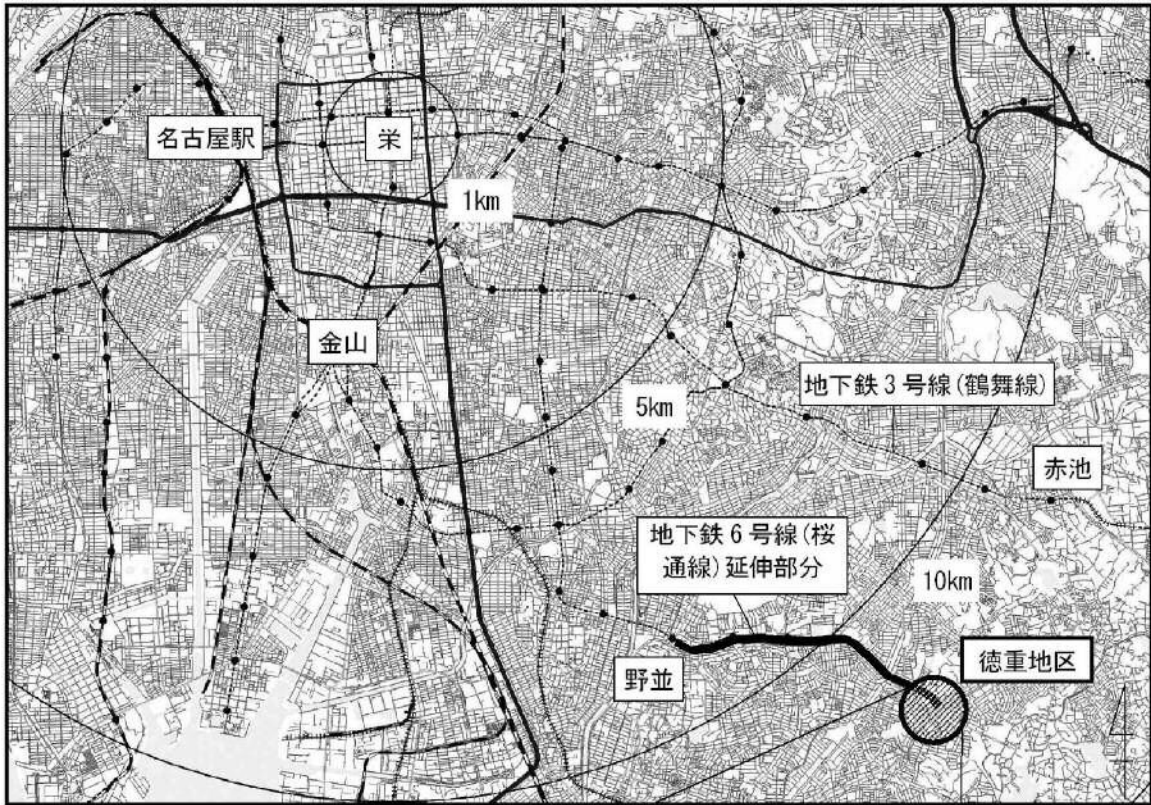
附 則

この基準は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

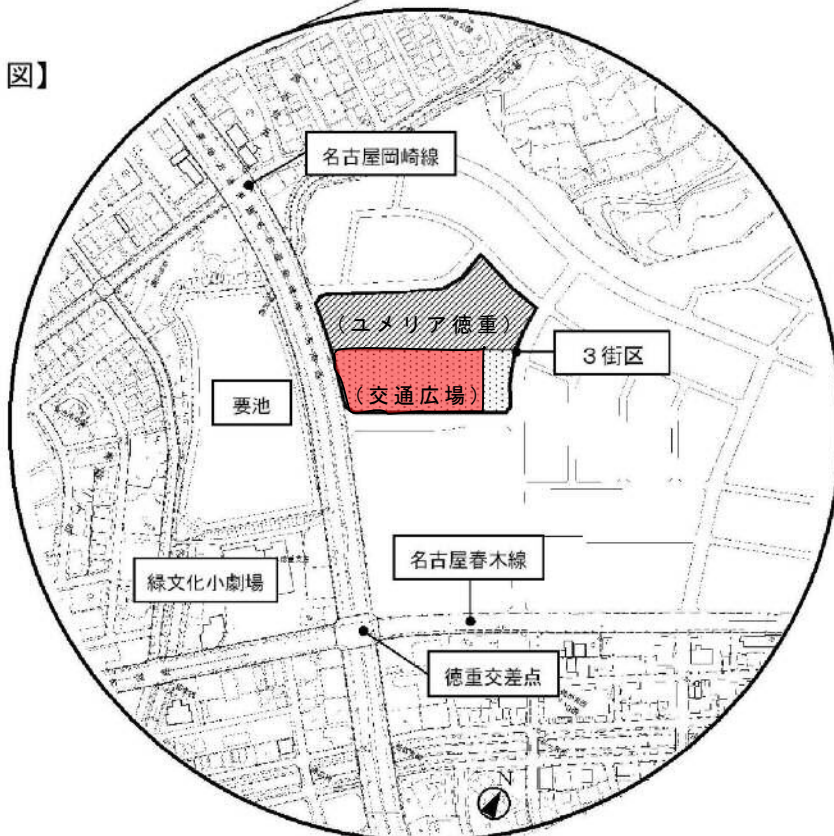
附 則

この基準は、平成 24 年 8 月 1 日から施行する。

位置図



【拡大図】

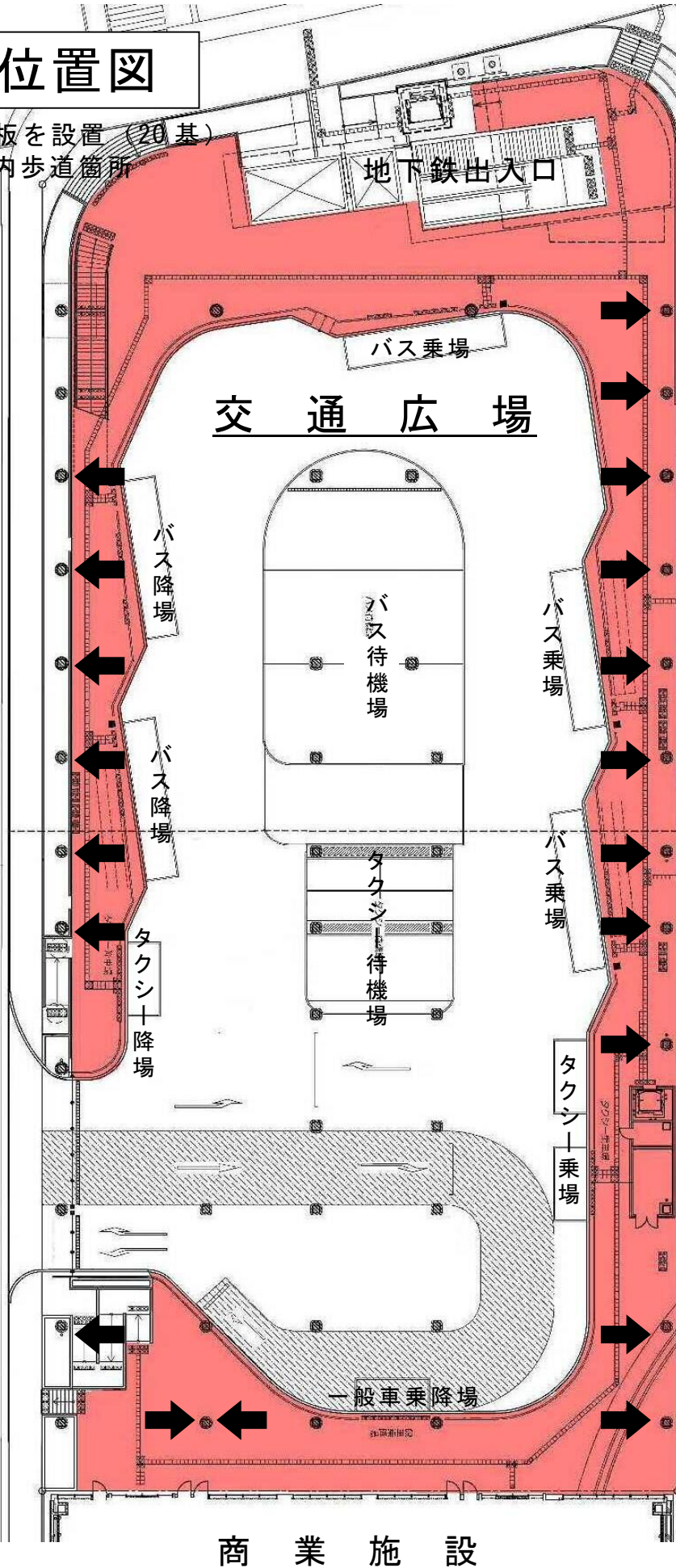


広告板位置図

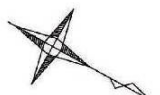
矢印の向きに広告板を設置 (20 基)
※赤い部分が広場内歩道箇所

← 商業施設

→ ユメリア徳重



商業施設



入 札 書

令和 年 月 日

(宛先)

名古屋市長

所 在 地

入札者

商号又は名称

代 表 者

役職・氏名

印

入札説明書を承諾の上、下記のとおり入札します。

記

	千 万	百 万	拾 万	万	千	百	拾	壱	(位)
金 額									円

ただし、広告料の月額（20基分）

（契約希望金額の110分の100に相当する金額）

件 名

徳重交通広場広告板における広告掲出事業

-
- (注) 1 黒インクのボールペン又は万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入し、鮮明に押印してください。鉛筆又はシャープペンシルは使用できません。
- 2 入札金額は、アラビア数字（算用数字）を使用し、金額の頭に¥マークを記入してください。なお、円未満の端数は記入しないでください。
- 3 投入した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

委 任 状

私（甲）は、都合により、乙を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

令和4年12月23日付けで公告のあった徳重交通広場広告板における広告掲出事業に関する以下の権限

（記載例）

- | |
|------------------------------|
| 1 入札後資格確認型一般競争入札に関する権限 |
| 2 契約締結に関する権限 |
| 3 保証金に関する権限 |
| 4 代金の納付に関する権限 |
| 5 復代理人選任に関する権限 |
| 6 その他入札及び契約に関する一切の権限 |
| 7 期間：令和4年12月23日から令和5年3月31日まで |

後日、この委任状を解除する場合には、双方連署のうえ届出をしない限り、その効力のないことを誓約します。

令和 年 月 日

（所在地）

甲（委任者）（商号又は名称）

印

（代表者 役職・氏名）

上記委任の件、承諾しました。

（所在地）

乙（受任者）（商号又は名称）

印

（役職・氏名）

（宛先）名古屋市長

委任状保管： 住宅都市局都市計画部 交通企画課企画調査係	取 扱 責任者	企画調査係長
------------------------------------	------------	--------

競 争 入 札 参 加 資 格 確 認 申 請 書

令和 年 月 日

(宛先)

名古屋市長

所 在 地

商号又は名称

代 表 者

役 職 ・ 氏 名

印

令和4年12月8日付けで公告のありました徳重交通広場広告板における広告掲出事業に係る競争入札参加資格について確認されたく、申請します。

なお、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと及びこの徳重交通広場広告板における広告掲出事業に係る入札公告に定める競争入札参加資格を満たしていることを誓約します。

法人役員に関する調書

商号又は名称				
所在地				
役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日	性別	住所
	()	T・S・H・R ・		
	()	T・S・H・R ・		
	()	T・S・H・R ・		
	()	T・S・H・R ・		
	()	T・S・H・R ・		
	()	T・S・H・R ・		
	()	T・S・H・R ・		
	()	T・S・H・R ・		
	()	T・S・H・R ・		
	()	T・S・H・R ・		
	()	T・S・H・R ・		
	()	T・S・H・R ・		
	()	T・S・H・R ・		

※ 法人の役員について記載してください。

法人役員に関する調書

商号又は名称	名古屋株式会社			
所在地	△△市××区☆丁目□□番▲▲号			
役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日	性別	住所
代表取締役	(ナゴヤ タロウ) 名古屋 太郎	T・ <u>㊟</u> ・H・R 20・8・15	男	名古屋市中区三の丸三丁目 1番1号
取締役	(ナゴヤ ハナコ) 名古屋 花子	T・ <u>㊟</u> ・H・R 21・7・14	女	名古屋市中区三の丸三丁目 1番1号
取締役	(アイチ ジロウ) 愛知 次郎	T・ <u>㊟</u> ・H・R 30・6・13	男	名古屋市中区丸の内二丁目 1番36号
監査役	(コウシャ サブロウ) 公社 三郎	T・ <u>㊟</u> ・H・R 40・5・12	男	名古屋市中区二の丸二丁目 2番2号
	()	T・S・H・R .		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>代表役員については、法人登記簿に記載されている代表役員の住所地を記載し、その他の役員については、現住所を記載してください。</p> </div>
	()	T・S・H・R .		
	()	T・S・H・R .		
	()	T・S・H・R .		
	()	T・S・H・R .		
	()	T・S・H・R .		
	()	T・S・H・R .		
	()	T・S・H・R .		
	()	T・S・H・R .		

※ 法人の役員について記載してください。

事業計画書

1 掲出場所

※ 該当する掲出場所を記載してください。

2 仕様

※ 仕様について記載してください。

3 管理体制・スケジュール

※ 管理業務内容、管理運営体制及び緊急時の連絡先を記載してください。
広告内容の変更（付け替え）スケジュール等について、可能な範囲で記載してください。

事業計画書

1 掲出場所

徳重交通広場広告板（20基）

2 仕様

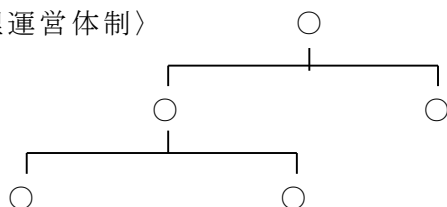
サイズはA1縦で掲載し、徳重交通広場の公共性、美観性及び利用者への影響に十分配慮した広告とする。

3 管理体制・スケジュール

広告の破損並びに広告に関する問い合わせ及び苦情には早期対応し、徳重交通広場の美観に十分配慮して定期的に掲出した広告の点検を行う。

支店 **課 TEL:*-**** 担当者:**、**

〈管理運営体制〉



〈スケジュール〉

